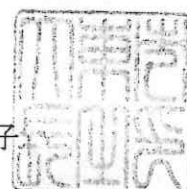


公園駐車場管理事業者について、公園施設管理許可の許可受候補者選定について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下、施行令という。)第167条の6第1項及び大東市契約規則(平成10年規則第10号)第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月3日

大東市長 逢坂 伸子



(1)入札に関する事項

入札に付する物件及び数量等は、下記の入札物件一覧のとおり。

物件番号	公園名	所在地	管理場所	管理許可面積	収容駐車台数
1	中垣内浜公園	大東市中垣内4丁目地内	中垣内浜公園西側	598 m ² (うち駐車スペース 286 m ²)	22 台
2	東諸福公園	大東市諸福1丁目他地内	東諸福公園東側	712 m ² (うち駐車スペース 300 m ²)	19 台

上記物件1～2を一括で駐車場管理事業者を対象に公園施設管理許可の許可受候補者選定について一般競争入札を行います。

(2)入札に参加する者に必要な資格

●入札に参加できる方は、次の①から④までの条件に全て該当する法人の団体及び個人とします。

① 次の(ア)から(シ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア)成年被後見人

(イ)民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

(ウ)被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(エ)民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(オ)営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(カ)破産者で復権を得ない者

(キ)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があつた場合は除く。

(ク)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

(ケ)暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者又は大東市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 5 号)第 2 条第 3 号に掲げる者

(コ)無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

(サ)国税及び地方税を滞納している者

(シ)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

② 当該法人等の団体が行う事業のうち駐車場事業が主要事業であること。

③ 市の募集目的に賛同する駐車場運営に意欲ある者であること。

④ 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、かつ次の(ア)から(エ)まで全てに該当する者であること。

(ア)駐車場事業の経験を10年以上有する者であること。

(イ)全自動ゲート式駐車場の運営管理業務に5年以上の実績を有する者であること。

(ウ)過去3年において、官公庁等の公園施設駐車場運営に実績を有する者であること。

(エ)駐車場の運営管理に必要な免許、許可その他の資格がある場合、その資格等を有する者又は事業開始までに資格等を有する見込みがある者であること。

● 応募は1者1名義とし、重複して応募することはできません。

(3)募集要項を示す場所及び期間

①場 所:大東市役所(大東市谷川一丁目1番1号)西別館3階みどり課窓口
大東市のホームページ上からもダウンロード可。

②配布期間:令和7年2月3日(月)から令和7年2月18日(火)まで
午前9時00分～午後5時30分まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時00分から午後5時30分まで)

(4)入札参加申込書等、入札に参加する際に必要な資料を交付する場所及び期間

①場 所:(3)①と同じ

②受付期間:令和7年2月3日(月)から令和7年2月18日(火)まで
午前9時00分～午後5時30分まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時00分から午後5時30分まで)

(5)入札執行の場所及び日時

①場 所:大東市役所 厚生棟 2階A会議室

②入札日:令和7年2月25日(火) 午前11時30分から(受付は午前11時15分から)

※開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

③許可受候補者の決定方法

・有効な入札書を提出した方であって、市の予定価格以上の最高価格を提示した方を許可受候補者とします。ただし、最高価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに抽選を行い、許可受候補者を決定します。

・この決定は、あくまで応募のあった物件の公園施設管理許可について許可受候補者が市と優先的に許可申請する権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではありません。したがって、許可受候補者としての権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

・この決定は、許可受候補者が提示した管理計画等が都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令及び要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。

④郵便での入札

郵便での入札は認めません。

(6)入札の無効に関する事項

- ・記名・押印を欠く入札
- ・金額を訂正した入札又は金額の不鮮明な入札
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ・代理人の場合において、委任状の提出されていない事項に係る入札
- ・同一事項に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- ・明らかに連合によると認められる入札
- ・関係法令等及び募集要項等において示した条件並びにその他の事項に違反した入札

(7)最低使用料価格

月額126,850円(税込み) ※中垣内浜公園と東諸福公園の使用料の合計額です。
※使用料は、上記最低使用料以上であることを条件に、事業者が提出した「入札書」に記載された額とします。

※ただし、使用料は、税込み価格とし、50円単位でお願いします。

(8) 許可期間と使用料の支払い方法

① 許可書

都市公園法第5条に規定する公園施設管理許可申請により許可書を発行します。

・許可書 都市公園法第5条に基づく行政処分

・許可期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

《許可期間には、工事期間及び原状回復に必要な期間を含む。》

・指定用途 公園駐車場。その他の用途には使用できません。

・許可期間の終了 許可期間満了日までに原状回復して頂きます。更新は1回限り可。

なお、更新期間等詳細は別途協議とします。

② 使用料の支払い方法

使用料の支払いは、許可日から行うものとし、大東市都市公園条例第24条の規定に従って支払うことを基本とします。

(11) 入札参加申込時の提出書類

① 入札参加申込書(様式第1号)

② 誓約書(様式第2号)

③ 管理計画書(様式は自由)

管理方法等の内容を記載してください。

④ 納税証明書等

ア. 法人登記履歴事項全部証明書(原本で3か月以内に発行されたもの)

イ. 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書) (原本で1か月以内に発行されたもの)

ウ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(証明書の種類は、「その3」(個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可))

(原本で1か月以内に発行されたもの)

エ. 市町村の発行する市町村税の納税証明書(個人市町村民税、固定資産税、都市計画税) (原本で3か月以内に発行されたもの)

⑤ 法人概要(資本金・事業所の規模・主要株主・主要取引先・取引金融機関等がわかるもの)※パンフレットで可

⑥ 決算報告書(最近1ヵ年分)

⑦ 資金計画書(資金の調達方法・事業の収支予定等がわかるもの)

⑧印鑑証明書(原本で3か月以内に発行されたもの)

※ただし、令和6年度において大東市に業者登録がある場合は不要とします。

⑨公園施設駐車場運営実績書(様式第6号)

(12)入札時の提出書類

- ・申込み後に交付した「入札参加証」
- ・入札書
- ・入札申込者の印鑑(実印又は大東市業者登録がある場合は登録印)
- ・代理人の場合、代理人の印鑑(委任状に押印した「受任者使用印」に限る。)及び申込者の実印が押印された委任状(別記様式第4号)
- ・筆記用具(ボールペン又は万年筆)

(13)前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

- ・入札者の数が2人に満たない場合でも、入札を執行いたします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類を公表し、又無断で他の目的に使用することはありません。
- ・入札参加者は、募集要項を熟読し、遵守すること。
- ・不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を延期することがあります。その場合に、入札に参加しようとする者及び入札者が損失を受けても、市はその損失は補償しません。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・その他の詳細は「募集要項」によります。